

○品川区災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年7月25日条例第36号

＜注＞昭和53年7月から改正経過を注記した。
品川区災害弔慰金の支給等に関する条例
第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)および同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた区民に災害障害見舞金の支給を行い、および自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて区民の福祉および生活の安定に資することを目的とする。

一部改正〔昭和57年条例39号〕

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 区民 災害により被害を受けた当時、品川区の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

一部改正〔昭和57年条例39号〕

(災害弔慰金の支給)

第3条 区は、区民が令第1条に規定する災害(以下この章、次章および第5章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

一部改正〔昭和57年条例39号・令和7年52号〕

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、区長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

一部改正〔昭和53年条例36号・56年38号・57年39号・平成3年36号〕

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意または重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、区長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、区長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 区長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 区長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告または書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

追加〔昭和57年条例39号〕

(災害障害見舞金の支給)

第9条 区は、区民が災害により負傷し、または疾病にかかり、治つた場合(その症状が固定した場合を含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該区民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

追加〔昭和57年条例39号〕

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、または疾病にかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

追加〔昭和57年条例39号〕、一部改正〔平成3年条例36号〕

(準用規定)

第11条 第7条および第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

追加〔昭和57年条例39号〕

第4章 災害援護資金の貸付け

一部改正〔昭和57年条例39号〕

(災害援護資金の貸付け)

第12条 区は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の区民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

一部改正〔昭和57年条例39号〕

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類および程度に応じそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)および住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失または流失した場合 350万円

(3) 第1号ウまたは前号イもしくはウの規定に該当する場合において、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等特別の事情があるときは、各規定中「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」とする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

一部改正〔昭和53年条例36号・56年38号・57年39号・62年34号・平成3年36号〕

(保証人および利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

一部改正〔昭和57年条例39号・令和元年37号〕

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還または月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還および違約金については、法第13条、第14条第1項および第16条ならびに令第8条、第9条および第12条の規定によるものとする。

一部改正〔昭和57年条例39号・令和元年37号〕

第5章 品川区災害弔慰金等支給審査委員会

追加〔令和7年条例52号〕

(設置等)

第16条 災害弔慰金および災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、区長の附属機関として、品川区災害弔慰金等支給審査委員会(以下「支給審査委員会」という。)を置く。

2 支給審査委員会は、区長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

(1) 災害弔慰金の支給に係る災害と死亡との因果関係に関する事項

(2) 災害障害見舞金の支給に係る災害と障害との因果関係に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、災害弔慰金および災害障害見舞金の支給に関する重要な事項

3 支給審査委員会は、医師、弁護士その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱する委員8人以上をもつて組織する。

4 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 支給審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、または委員以外の者に必要な書類の提出を求めることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、支給審査委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔令和7年条例52号〕

第6章 雑則

追加〔令和7年条例52号〕

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔昭和57年条例39号・令和7年52号〕

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和50年7月10日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年1月23日から適用する。

付 則(昭和52年3月30日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都品川区災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付に関する条例の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害に係るものについて適用する。

付 則(昭和53年7月10日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条および第10条第1項の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害に係るものについて適用する。

付 則(昭和56年10月9日条例第38号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都品川区災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付に関する条例第5条および第10条第1項の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付について適用する。

付 則(昭和57年12月13日条例第39号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の品川区災害弔慰金の支給等に関する条例第9条、第10条および第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、または疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則(昭和62年9月30日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成3年12月17日条例第36号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の品川区災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条および第10条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金または当該災害により負傷し、もしくは疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

3 改正後の条例第13条第1項の規定は、平成3年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則(令和元年12月13日条例第37号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第14条および第15条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により災害援護資金の貸付けを受けようとする者に係る保証人および利率について適用し、同日前に生じた災害により災害援護資金の貸付けを受けようとする者に係る保証人および利率については、なお従前の例による。

付 則(令和7年7月11日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。